

## 就活ハラスメント防止ガイドライン

### 1. 基本方針

大阪商工会議所（以下「本会議所」）は、求職者の皆様（本会議所の求人に応募する方、インターンシップ等の参加者、内定者その他これらに準ずる方を含む）が安心して就職活動に取り組めるよう、関係法令および厚生労働省等の指針に基づき、立場の優位性を利用した不適切な言動（就活ハラスメント）を一切許容しません。

### 2. 就活ハラスメント防止に向けた行動指針

本会議所は、就活ハラスメントを防ぐため、以下のルールを定め、採用活動に関わる役職員に対して周知徹底します。

- ・性的な事実関係に関する質問や不必要な身体への接触など、あらゆる性的な言動を行いません。
- ・私的な食事や連絡の強要、個人的な誘いを繰り返すなどの行為を行いません。
- ・高圧的な態度、心理的負担をかける面談・面接をしません。
- ・人格を否定する言動をしません。
- ・求職者の皆様の職業選択の自由を妨げることがないように、選考スケジュールや面談等の拘束時間、内定承諾の回答期限などをあらかじめ明確にお伝えし、応募者に不当なプレッシャーを与えないよう配慮します。
- ・求職者の皆様への連絡は社用の連絡手段（採用マイページ、メールアドレス、電話番号、オンライン会議ツール等）のみを使用し、個人 SNS・個人連絡先の交換は行いません。
- ・面談を実施する場所は、原則として本会議所内、学校構内またはオンラインとします。
- ・選考においては厚生労働省「公正な採用選考をめざして（※）」に記載の配慮すべき事項に準拠します。 ※ <https://kouseisaiyou.mhlw.go.jp/>
- ・上記に限らず、「大阪商工会議所ハラスメント防止のための指針」に従って行動します。

### 3. 相談窓口のご案内

就職活動に際して本会議所の役職員によるハラスメント行為ならびにそれに類する行為があった場合、下記の窓口までご相談ください。相談者の秘密は厳守いたします。ご相談や事実確認への協力を理由に、選考等で不利益な取り扱いは行いません。

大阪商工会議所 ハラスメント相談窓口（総務企画部長）

<お問合せフォーム> <https://area26.smp.ne.jp/area/is?SMPFORM=mat-qgtbq-91c06950079ff4bdd0c02e2f3072b90c>

<電 話> 06-6944-6231（平日 9:00～17:00）

※相談により取得した個人情報および相談内容は、就活ハラスメントに関する事実確認、対応および再発防止の目的の範囲内で、必要最小限の者が取り扱います。これらの目的以外で利用することはありません。

以上